

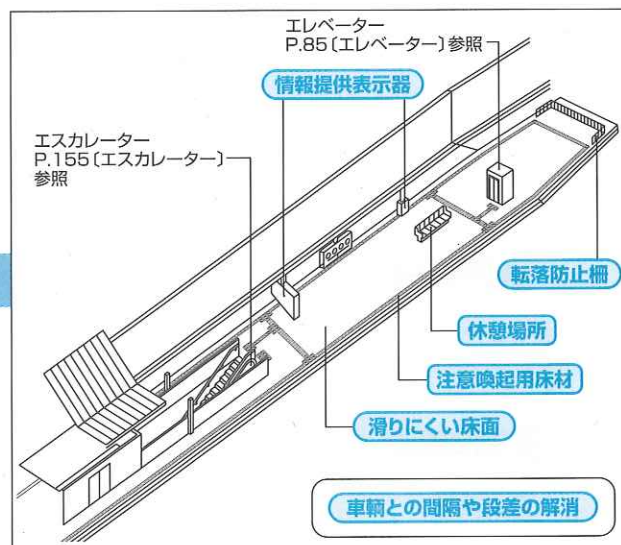
2 建築物以外の公共交通機関の施設

(2) 乗降場(プラットフォーム)

設計のポイント

乗降口は公共交通機関における乗降の接点となる部分であり、高齢者、障害者等が支障なく移動や乗降ができるように配慮する必要があります。

- 視覚障害者の転落を防ぐため、縁端及び両端に危険表示を明確にするほか、転落防止の柵が必要です。
- 視覚障害者、聴覚障害者等の利用に配慮した、放送による案内や文字による案内装置を設けることが望めます。



整備基準

【適用施設／建築物以外の公共交通機関の施設】

● 整備基準

- 1 表面は、粗面とし、又は^①滑りにくい材料で仕上げる。
- 2 縁端に近接する部分には、^②注意喚起用床材を敷設すること。
- 3 両端に近接する部分には、^③注意喚起用床材を敷設し、かつ、転落を防止するための柵^{さく}を設けること。
- 4 乗降場付近には、^④必要に応じて、いすを設ける場所を確保すること。
- 5 乗降場と公共車両等との^⑤間隔及び段差は、できる限り小さくすること。

● 基準の解説

- ① P.163〔床(路面)仕上げの目安〕参照
- ② 視覚障害者がホームから転落することを防止するための配慮です。
- ③ 視覚障害者にホームの末端部であることを知らせるための配慮です。
- ④ 休憩需要や待合いの利便性の向上等に配慮して、必要と考えられる場合とします。
- ⑤ 車いす使用者や歩行困難者等のための配慮です。

●整備例

● 条例による整備基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

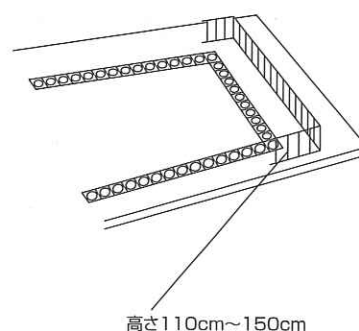
⊗ 注意マーク

転落防止

注意喚起用床材敷設例

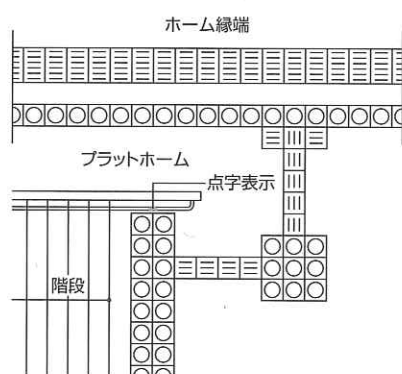


転落防止柵設置の例

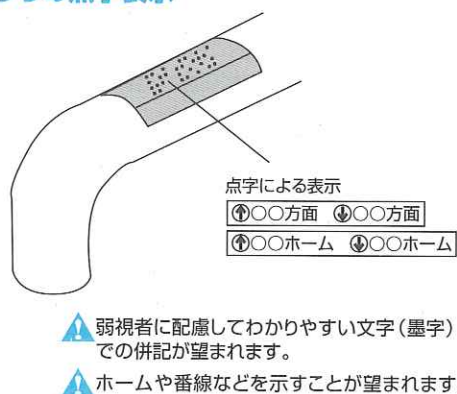


視覚障害者の誘導

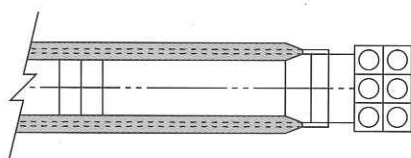
ホーム・階段の表示



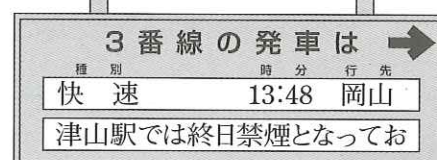
階段手すりの点字表示



エスカレーターの表示



情報提供表示器例



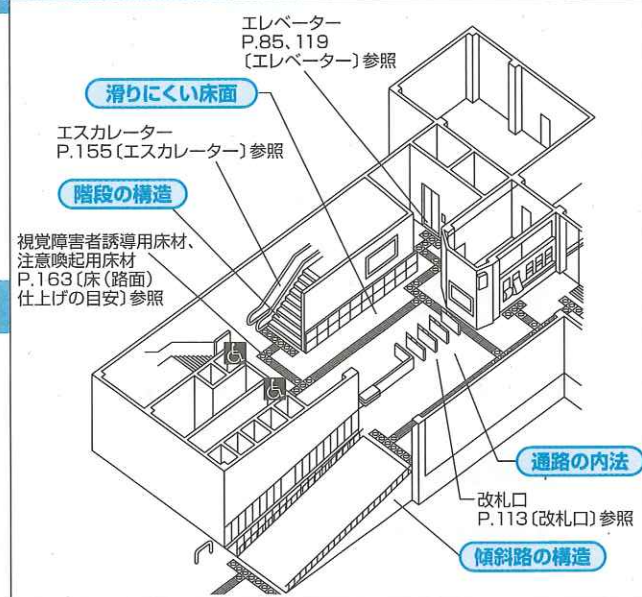
2 建築物以外の公共交通機関の施設

(3) 通路

設計のポイント

高齢者、障害者等が支障なく通行できるよう配慮する必要があります。

- 利用者が容易に目的の場所まで到達できるように動線はなるべく短く、複雑にならないよう配慮が必要です。
- 視覚障害者に配慮し、視覚障害者用床材を敷設し、突起物や柱などできるだけ設けないことが必要です。



整備基準

【適用施設／建築物以外の公共交通機関の施設】

●整備基準

- 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げることを。
- 2 段を設ける場合においては、当該段は、(4)【階段】の項に定める構造^②に準じたものとする。
- 3 (1)の項に定める構造の改札口から乗降場に至る1以上の通路は、次に定める構造とすること。この場合において、(5)の項に定める構造のエレベーター^③が設置されるときは、当該1以上の通路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。
 - ア 幅は、120cm以上^④とすること。
 - イ 高低差がある場合においては、4に定める構造の傾斜路及び踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機^⑤を設けること。
 - ウ (1)の項に定める構造の改札口、(5)の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機^⑤の昇降路の出入口に接する部分の床面は、水平とすること。
 - エ 誘導用床材及び注意喚起用床材^⑥を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置^⑦その他これに代わる装置を設けること。
- 4 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。
 - ア 幅は、内法を120cm(段を併設する場合にあっては、90cm)以上^⑧とすること。
 - イ 勾配は、12分の1(高低差が16cm以下の場合は、8分の1)以下とすること。
 - ウ 高低差が75cmを超える場合においては、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。
 - エ 手すりを設けること。
 - オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^⑨で仕上げることを。
 - カ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

●基準の解説

- ① P.163 [床(路面) 仕上げの目安] 参照
- ② P.59 [階段] 参照
- ③ P.85 [エレベーター] 参照
- ④ 通路を車いすが通行しやすく、人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法です。
- ⑤ P.188 [段差解消機・階段昇降機] 参照
- ⑥ P.169 [視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材] 参照
- ⑦ P.83 参照
- ⑧ 通路を車いすが通行しやすく、人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法です。
- ⑨ 濡れても滑らない材質で耐久性のあるものを用い、平坦になる仕上げとします。[P.163 [床(路面) 仕上げの目安] 参照]

●整備例

P.53 [1.建築物 (3) 廊下等及び各室の出入口] 及びP.59 [1.建築物 (4) 階段] 参照

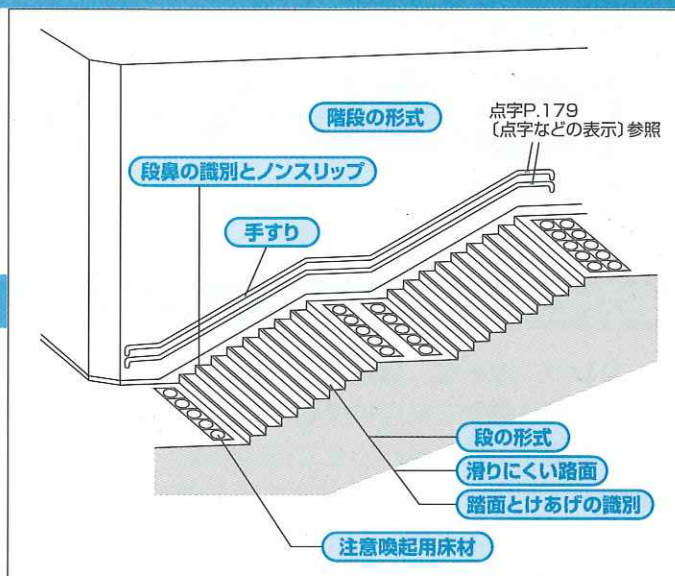
2 建築物以外の公共交通機関の施設

(4) 階 段

設計のポイント

階段は、高齢者、障害者等にとって大きな負担であるとともに、転落などの危険性が高い場所であり、安全性の確保や上下移動の負担軽減に配慮することが必要です。

- 階段は、高齢者や杖使用者等に配慮し、上がりやすい勾配であるとともに、松葉杖の使用や介助等の可能な幅員の確保が必要です。
- 上下運動と回転運動が重ならないよう回り階段はさけ、直階段や折れ階段とします。
さらに、つまづいたり、滑ったりしないように段鼻の仕様への配慮や連続した手すりの設置が必要です。
- また、視覚障害者への配慮から、階段手前には段の存在を認識できる床材を敷設するとともに、手すりの端部には点字表示が必要です。



整備基準

【適用施設／建築物以外の公共交通機関の施設】

●整備基準

(1) [出入口] の項に定める構造の改札口から乗降場に至る通路に階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。

- ア 手すりを設けること。
- イ **主たる階段**^①には、**回り段**^②を設けないこと。ただし、構造上回り段を設けない構造とすることが**困難な場合**^③は、この限りでない。
- ウ 表面は、粗面とし、又は**滑りにくい材料**^④で仕上げること。
- エ 踏面の色をけあげの色と**明度の差の大きいもの**^⑤とすること、踏面の先端部をその他の踏面部分及びけあげの色と**明度の差の大きいもの**^⑤とすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、**つまづきにくいもの**^⑥とすること。
- オ 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

●基準の解説

- ① 主たる階段とは、利用者の用に供する階段のうち、主に利用されるものをいいます。
- ② 回り段とは、らせん階段や踊場に段差を設け、踏面の幅が異なるものをいいます。
回り段は、路面幅が内側と外側で異なり、視覚障害者が段を踏みはす危険があります。又、垂直と回転動作が同時に起こることによってバランスを失うことがあるため危険
- ③ 構造及びスペースの関係上やむを得ないような場合をいいます。
- ④ 濡れても滑らない材質で耐久性のあるものを用い、平坦な仕上げとします。[P.163〔床(路面)仕上げの目安〕参照]
- ⑤ 弱視者等が段の位置を識別しやすくし、安全に踏面を踏むことができるようにします。
[P.170参照]
- ⑥ つまづきにくいものとは、蹴込板があり、段鼻が突き出していないものをいいます。
[P.62参照]

●整備例

P.59 [1.建築物 (4) 階段] 参照